

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
訪問看護ステーションだんだん	広島市中区舟入川口町10番31号 沖本ビル201号	令和7年4月1日	令和13年3月31日
訪問看護ステーションデューン 広島県北	広島市安佐南区緑井三丁目20番1号ハイタウン神宮山壺番館事務所201号室	令和7年6月1日	令和13年5月31日
カルム訪問看護ステーション中	広島市中区舟入本町9-20-201	令和7年6月1日	令和13年5月31日